

平成 26 年度行政監査 措置状況報告書

指摘事項措置状況（区長部局）

1	国保年金課、介護保険課、会計管理者
指摘事項	
<p>監査の結果、次のとおり不適切な事務処理が見受けられたので指摘する。</p> <p>所管調査によると、25年度決算において、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の歳入の還付未済額が生じており、それぞれ9,057,800円及び7,075,296円とされている。各収入通知者（課長）は、会計事務規則第45条の2の規定に基づき、これらの還付未済額については、還付未済額通知書により会計管理者に通知すべきものであった。また、同規則第119条第5号の規定に基づき、歳入歳出決算事項別明細書の当該科目（目別）の備考欄にその旨及び当該金額が記載されるべきであった。また、それぞれの調定額に還付未済額相当分の金額を含んだまま記載していた。正しい調定額は、記載額から還付未済額相当分を除いた、後期高齢者医療保険料調定額3,233,473,384円、介護保険料調定額3,729,458,734円と記載すべきであった。（国保年金課、介護保険課、会計管理者）</p>	
所 属 名	措 置 状 況
国保年金課	<p>後期高齢者医療保険料については、制度が開始された当初から、財務システムへの還付未済額の計上を行っていなかった。保険料の主たる徴収方法は特別徴収であることから、制度開始当初は還付未済額の発生はほぼないものと想定していたが、実際は資格喪失や所得変更による還付に伴う未済額が発生していた。</p> <p>については、会計課と協議し、平成26年度の決算書から、区民税及び国民健康保険料と同様に、還付未済額通知を行い、決算書にその金額を表記することとした。</p>
介護保険課	<p>介護保険料は、制度が開始された当初から、財務システムへの還付未済額の計上を行っていなかった。保険料のほとんどが特別徴収であることから、制度開始当初に還付未済額の発生はほとんどないものと想定していたが、実際は資格喪失や所得変動による個人への還付に伴う未済額が発生していた。</p> <p>決算書の事項別明細書等の備考欄への記載は会計事務規則</p>

	<p>第119条第5号に定めはあるが、同規則第45条の2によれば、歳入還付未済額があるときは、会計管理者に還付未済額通知をしなければならない旨が規定されている。</p> <p>以上の状況を踏まえ、会計課と協議し、次年度の決算書から、区民税及び国民健康保険料と同様に、財務処理による歳入還付未済額を報告し、その数値を表記するように改めることとする。</p>
<p>会計課</p>	<p>調査したところ、後期高齢者医療保険料及び介護保険料については、制度開始の当初から、還付未済額が報告されなかったため、歳入歳出決算事項別明細書に計上していなかった。両制度とも、保険料の主たる徴収方法が特別徴収であることから、還付未済額の発生はないと制度開始時に想定されていたと推測されるが、実際には、所得変動や住所変更による被保険者への還付に伴う未済額が発生していた。</p> <p>このため、国保年金課、介護保険課と協議し、平成26年度決算からは、区民税及び国民健康保険料と同様に、歳入還付未済額の報告を受け、その額を記載することとした。</p>